

第三回市民が真ん中検討委員会資料

『市民参画の制度づくり 3』



2022年2月16日 今治市 市民生活課

1. 前回の振り返り

- 今治市の市民参画制度として「**指針**」を作成する。
(委員意見まとめ)
 - 参加してくれるための『仕組み』作りが重要。
 - 形式よりは、どのように趣旨を伝えるか。
 - いきなり条例ではなく、まずは作りやすく変えやすい指針から。
- 指針の中身は、目次案に沿って順次審議し、作成していく。
- 市民参画の対象となる「市民」とはどんな人か。
 - 「市民の定義」について2班に分かれて意見交換を行った。

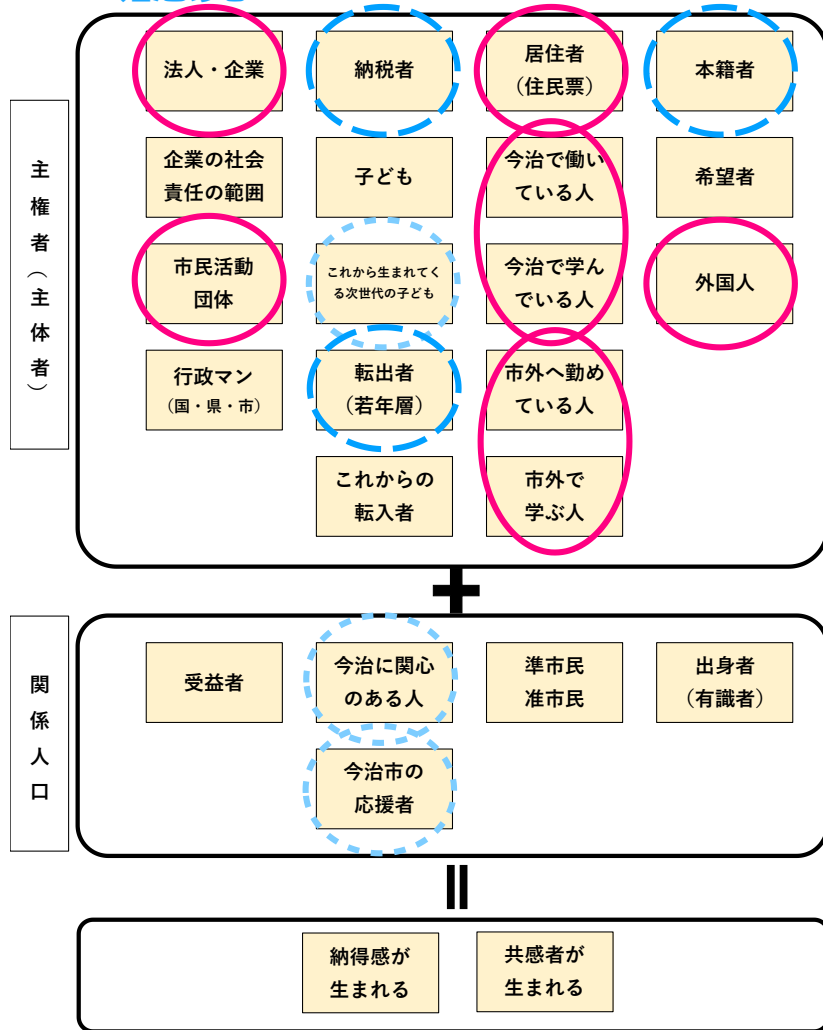
指針の目次（案） および進捗

1. 前文、前書き -----最後に作成
2. **市民参画する「市民」について**
 - (1) **市民の定義** -----前回議論、今回まとめ
 - (2) **市民の役割** -----前回導入、今回議論
3. **「市の機関」について**
 - (1) **市の機関の定義** -----今回議論
 - (2) **市の機関の役割、責務**-----今回議論（導入まで）
4. 市民参画の対象
 - (1) 市民参画の対象となる行政活動の種類
 - (2) 市民参画の対象となる行政活動の範囲基準
 - (3) 例外規定
5. 市民参画の手段
 - (1) 市民が情報を得る手段
 - (2) 市民が市政に意見を述べる手段
 - (3) 市民参画の実施方法
6. その他

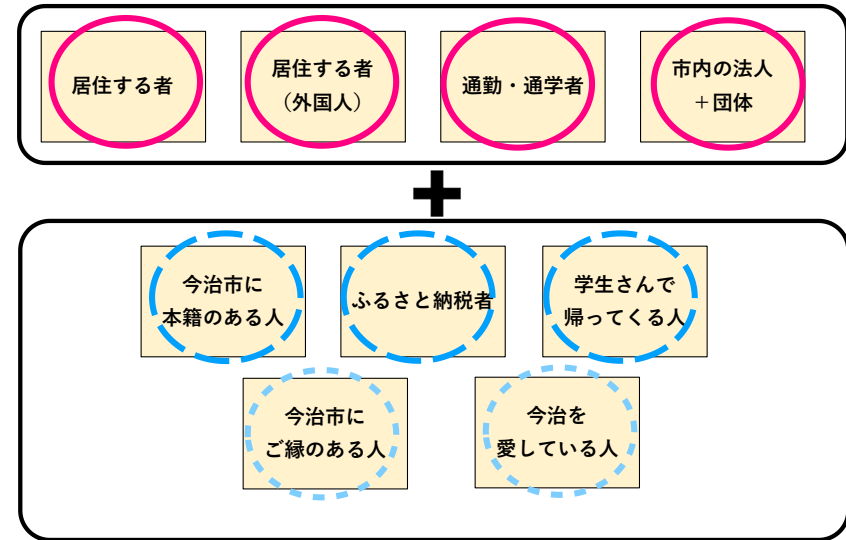


2. 「市民の定義」意見まとめ

1 班意見

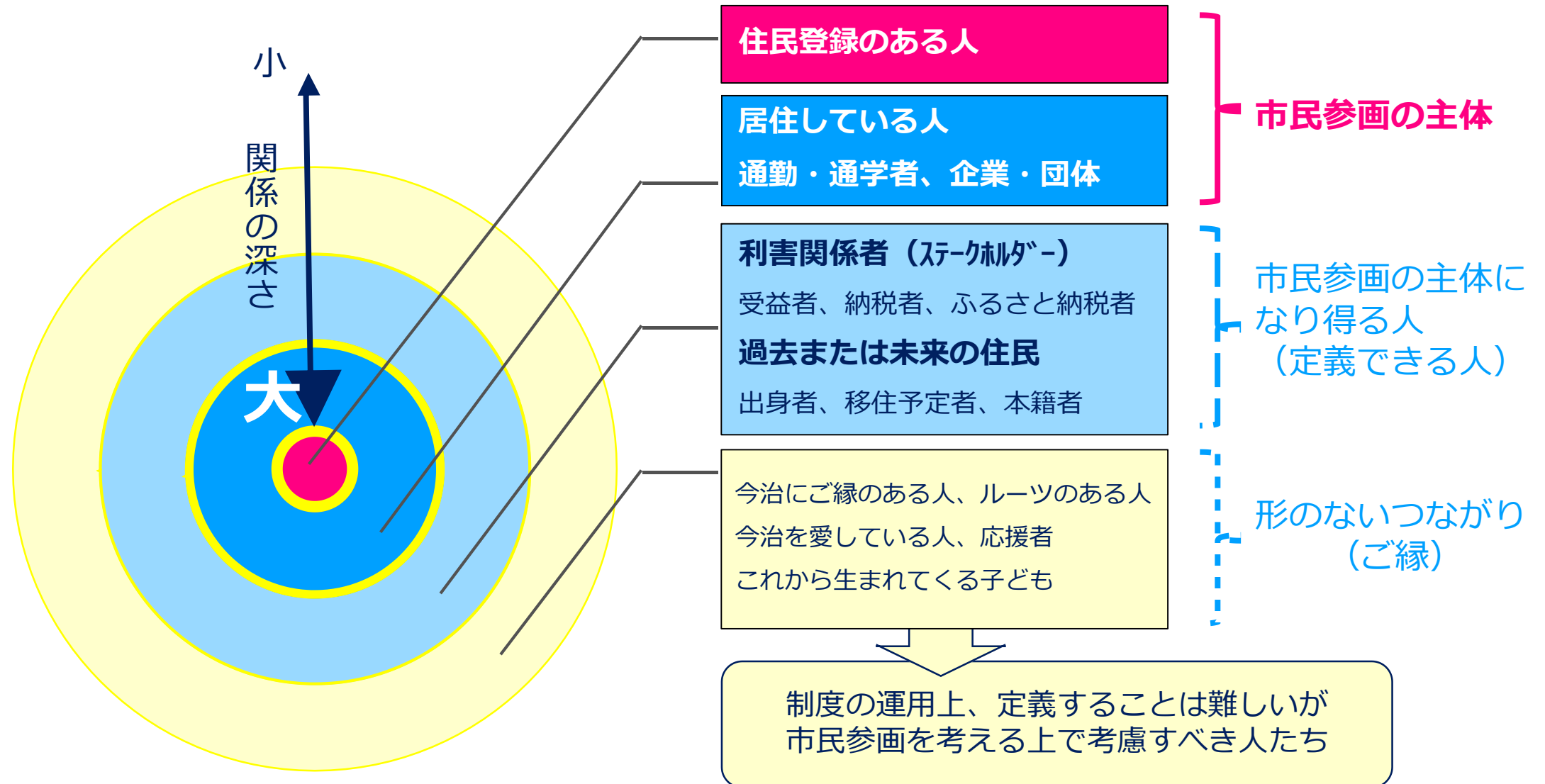


2 班意見



- (1) **共通の認識...定義の核になる部分**
「居住する人（外国人も）」「今治に通勤・通学している人」「市内の法人・団体」
- (2) **今治に関係している人**
「本籍者」「（ふるさと）納税者」「転出者」
- (3) **特別なキーワード...理念を構成する部分**
「これから生まれてくる次世代の子ども」「今治の応援者」「今治にご縁のある人」「今治を愛している人」...など

「市民」の範囲（イメージ）



3. 「市民の定義」(案)の策定

(案1) ……詳しく書き込んだ文案

1. この指針において、「市民」とは次の者を指します。
 - ① 年齢、性別、国籍などの属性や、住民登録の有無を問わず、今治に居住する者。
 - ② 今治市内に通勤または通学し、今治で社会活動を行う者。
 - ③ 今治に事務所や拠点を置く企業、法人、その他の団体。
2. この指針において、「**今治関係者(※仮)**」とは次の者を指します。これらの「今治関係者」については、市民参画の対象となる事業の内容により、市民参画の対象とするか否かを個別に判断します。
 - ① 過去に今治市に住んでいたことがある者、あるいはこれから今治市に住む予定の者で、今治をよりよい街にするための積極的な意欲を持つ者。例えば、今治出身者や、今後、今治市に移住を検討している者などが該当します。
 - ② 当該事業における利害関係者(ステークホルダー)。例えば、今治市だけでなく他の自治体にも影響を及ぼす事業については、影響が及ぶ地域の住民が該当します。
3. 前二項に定める「市民」及び「今治関係者」を合わせて「**市民等**」といいます。

市民参画の主体

市民参画の主体になり得る人
(定義できる人)

3. 「市民の定義」（案）の策定（続き）

（案2）……端的にまとめた文案

1. この指針において、「市民」とは、年齢・性別・国籍その他の属性に関係なく、今治市に住民登録または居住や登記等の実態があるか、今治市内に通勤・通学する者であって、今治市をより良くするために自らの意思で今治市政に参画する意思のある個人または企業・団体をいいます。
2. 前項に該当しない場合であっても、今治市が実施する施策または事業に影響を受ける可能性のある者は、当該施策や事業に関し、市民参画の権利を有します。
3. 1または2に該当する者を「市民等」といいます。

市民参画の主体

市民参画の主体になり得る人
(定義できる人)

- 実際に指針を運用するにあたって、参画を求めやすい範囲を「市民」「市民等」として定義。
- 「本籍者」戸籍は、権利や責務、利益を伴わない登記。「ルーツ」に近い。
- **「これから生まれてくる次世代の子ども」「今治の応援者」「今治にご縁のある人」「今治を愛している人」「今治にルーツがある人」**など、運用上厳密な定義が難しい対象者に関しては、前文やその他の部分に、これらの人も尊重する旨を、理念として反映させてはどうか。

4. 市民の役割

(前回資料から再掲)

- 「市民はどのような立場で参画し、どのような役割を果たし、どのような権利や責務を負うのか」

- <参考> 「今治市市民が共におこすまちづくり条例」 抜粋

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりに対する理解を深め、自発的で自主的な市民活動への参加及び協力に努めるものとする。

【参考】他自治体の条例・指針等における 「市民の役割」（再掲）

- **（愛媛県）愛南町住民参画推進条例**

第4条 住民は、町が施策等に関し住民の意見を求める機会を活用するほか、広く町政に関し自発的に町に意見を述べることにより、町政への参画に努めるものとする。

2 住民は、前項の規定により町に意見を述べるときには、施策等が公益性を有することにかんがみ、特定の者の利益にならないよう町全体の利益を考慮しなければならない。

- **（兵庫県）明石市市民参画条例**

第5条 市民は、自治の主体として、市政に対する関心を持ち、積極的に市民参画を行うように努めるものとする。

2 市民は、市民参画に関する理解を深め、市民参画を通じて地域社会の課題の解決に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 市民参画を行うものは、市民の立場に立ち、特定のもののみの利益ではなく、現在及び将来における明石市全体の利益を考慮するとともに、誠実に、市民参画を行うよう努めるものとする。

- **（熊本県）熊本市市民参画と協働の推進条例**

2 市民及び市長等は、信頼関係の下自らの役割と責任を認識し、積極的に市民参画に取り組むよう努めるものとする。

- **（千葉県）四街道市市民参加条例**

第4条 市民は、地域社会の一員として自らの発言と行動に責任を持ち、市民相互の自由な発言を尊重することで、民主的な市民参加を行うものとする。

「市民の役割」 前回の議論

- 市民参画にあたっては「私益」「共益」「公益」の考え方が重要。

「私益」.....個人の利益

「共益」.....共同体などの共通の利益（同業者組合などは共益的団体）

「公益」.....全体の利益

- ただし、「私益」「共益」「公益」の区別は難しい。
個人の私益が結果として共益・公益につながることもあるし、公益的な事業であっても、さらに広域的な視点で見れば共益的な性質を持つことがある。
- 公正さや、お互いを思う気持ち、支えあう気持ちで「公益」に近づけていく。
- 目の前にいる人だけでなく、その外にいる人も含めイメージする力が大切。

📌 「市民の定義」で議論した、さまざまな「市民」

【意見交換】 「市民」 は.....



- **どのような立場、姿勢で**

(例) 「市民が真ん中」・・・地方自治の主体の立場

「積極的に」「責任を持ち」「自発的に」・・・参画の姿勢

- **どのような理念で**

(例) 「市全体の利益を考慮する」・・・「公益」の考え方

「誠実である」「相互の信頼や尊重」

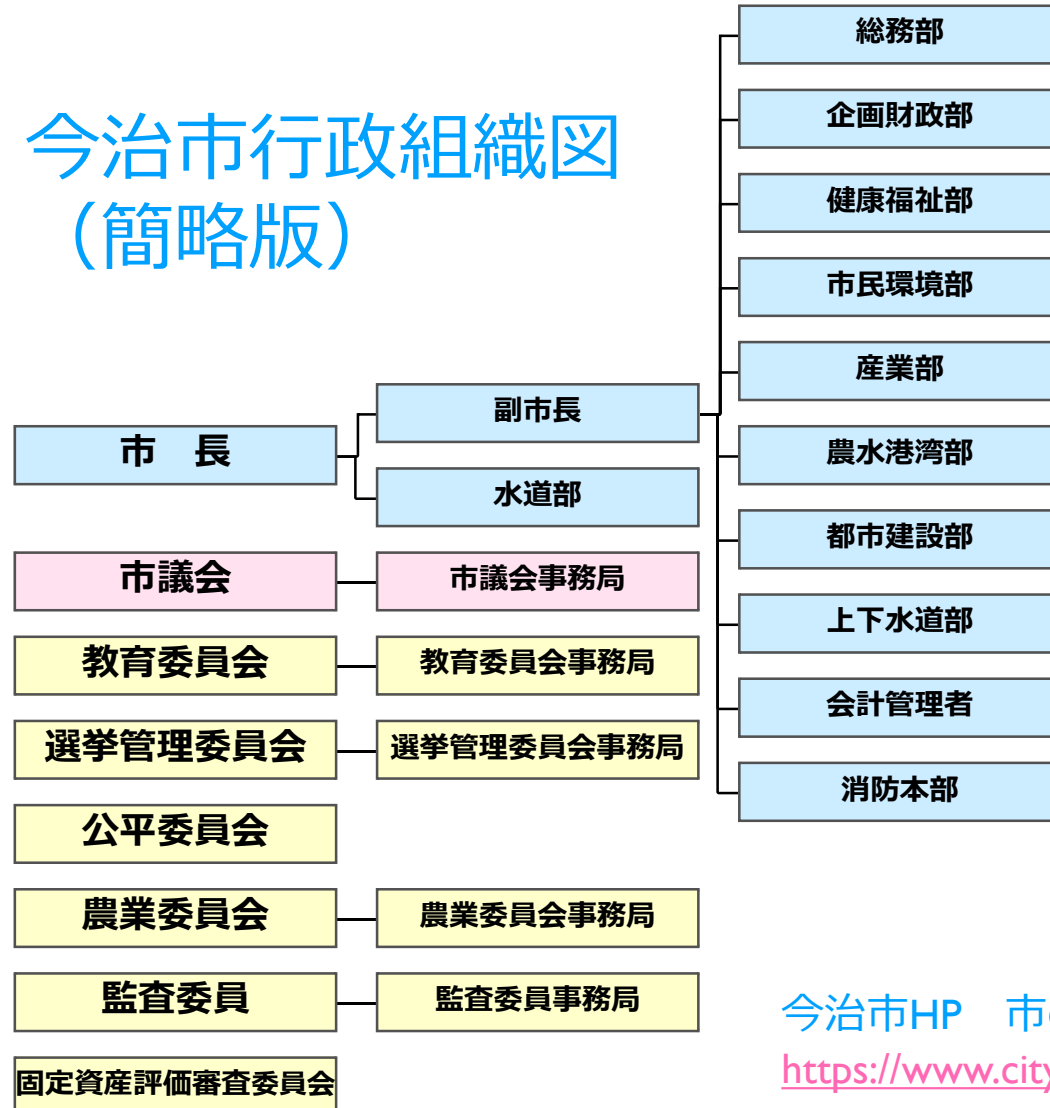
- **何をするか**

(例) 「意見を述べる」「課題解決に取り組む」

※ 今回は指針であるため、「～ねばならない。」「...よう努めることとする。」ではなく、「～を心がけます。」「～を目指します。」といった書き方も可能です。

5. 「市の機関」の定義

今治市行政組織図
(簡略版)



- 市の機関には、市長をトップとする**市長部局**の他に、**教育委員会**や、**選挙管理委員会**、**農業委員会**など、各種の執行機関があります。
- 「市の機関」を定義することで、市民参画を推進し、市民の意見を聞く**責務を有する者**を明確にする意図があります。

今治市HP 市の機構と主な業務内容 より

https://www.city.imabari.ehime.jp/kikou/sosikizu_R03.pdf



【参考】今治市及び他自治体の法令等における 「実施機関」「市（町）の機関」の例

- **今治市個人情報保護条例**

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）実施機関 市長（公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

- **（愛媛県）愛南町住民参画推進条例 第2条**

（3）町 町長（消防長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の各実施機関をいう。

- **（兵庫県）明石市自治基本条例 第2条**

（3）市長等 市長その他の執行機関（教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいう。

- **鹿児島市の市民参画を推進する条例 第2条**

（3）実施機関 市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

「市の機関」 (案)



この指針において、「市の機関」とは、**市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長**をいいます。

※ 今治市個人情報保護条例の文案をベースに、今治市行政組織図の各意思決定機関から、市民の代表である「議会」を除いたもの。

※ この後に審議する「市民参画の対象となる行政活動」によっては、含まれない機関があるかもしれません。（その際に調整します）

6. 市の機関の役割、責務

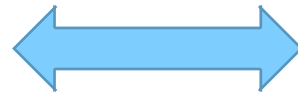
- 「市民参画を実施するにあたって、市の機関がどのような役割を担い、何をやる義務があるか。」
 - 「市民の役割」に対する「市の機関の役割」
 - 市民が役割を果たすために、市の機関は何をしなければならないか。
 - 「市民が真ん中」の観点で、市民の声を市政に反映させるため、どういう姿勢で、何を大切にすべきか。
- 資料2 「今治市及び他市の法令・指針における市の役割の記載例」

市の機関の役割、責務

市民の役割

(例)

- 意見を述べる
- 市政に参加する
- 市について知る、理解する



市の機関の責務

(例)

- 意見を求める、聞く
- 市民が市政に参加できる仕組みを作る
- 市の情報を提供する、説明する



第3回 市民が真ん中検討委員会

794-0081 今治市別宮町1-4-1
今治市役所 市民生活課
市民が真ん中検討委員会事務局

電話 0898-36-1530 FAX 0898-32-5211 (代表)
E-Mail seikatu@imabari-city.jp

E-Mail



次回は令和4年4月以降
の開催を予定しています。